

【介護保険をご利用の場合】

訪問看護・介護予防訪問看護 料金表

1. 利用者負担金について

利用者負担金は、基本単位とその他の費用の合計です。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

※横浜市の地域単価は1単位 11.12円(2級地)です。

【1割負担の場合】〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

【2割負担の場合】〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

【3割負担の場合】〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算されるため、ご請求金額とは数円程度のずれが生じることがあります。

(1)基本単位

【要介護の方】

利用者負担金の目安

訪問時間	単位	1割ご負担額	2割ご負担額	3割ご負担額
訪問看護 I 1・20分未満	312	347円	694円	1,041円
訪問看護 I 2・30分未満	469	522円	1,043円	1,565円
訪問看護 I 3・30分以上1時間未満	819	911円	1,822円	2,733円
訪問看護 I 4・1時間以上1時間30分未満	1,122	1,248円	2,496円	3,743円

【要支援の方】

利用者負担金の目安

訪問時間		1割ご負担額	2割ご負担額	3割ご負担額
訪問看護 I 1・20分未満	301	335円	670円	1,005円
訪問看護 I 2・30分未満	449	500円	999円	1,498円
訪問看護 I 3・30分以上1時間未満	790	879円	1,757円	2,636円
訪問看護 I 4・1時間以上1時間30分未満	1,084	1,206円	2,411円	3,617円

(2)加算 上記(1)の基本単位に加算されます

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の算定対象者のみにかかる加算です。

加算の種類	単位	1割ご負担額	2割ご負担額	3割ご負担額
複数看護師加算(複数の看護師が訪問)30分未満	254	283円	565円	848円
複数看護師加算(複数の看護師が訪問)30分以上	402	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算(1時間30分以上の訪問)	300	334円	668円	1,001円
初回加算(初回時のみ)	300	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算(月1回又は2回)	600	668円	1,335円	2,002円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	500	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	250	278円	556円	834円
緊急時訪問看護加算(月1回)	574	639円	1,277円	1,915円
ターミナルケア加算	2,000	2,224円	4,448円	6,672円

※特別管理加算は、厚生労働大臣が定める下記の状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に加算します。

特別管理加算Ⅰ

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※夜間(午後6時～10時)・早朝(午前6時～8時)の訪問看護は基本単位数の25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は基本単位数の50%増しになります。

2. その他の費用

運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

- ①訪問看護師が通常サービス提供地域(横浜市泉区全域・戸塚区の一部)を超える地域に訪問する必要がある場合には、交通費をいただきます。
 - ・ 訪問車を利用の場合、通常の実施地域を越えてから、1kmにつき100円
 - ・ 公共交通機関を利用の場合、通常の実施地域を越えたところからその実費
- ②サービス提供時間が90分を超えた場合には、30分毎に4,000円をいただきます。
(長時間訪問看護加算の対象でないものに限りです)
- ③死後の処置を実施した場合は、処置料金として18,000円をいただきます。